

都市型保育サービスへの転換と福祉改革

目次

第1 最終のまとめにあたって

- 1 「中間のまとめ」の概要
- 2 「中間のまとめ」以降の保育をめぐる状況
 - (1) 次世代育成支援対策推進法制定及び児童福祉法一部改正への対応
 - (2) 国における公立保育所負担金の一般財源化
 - (3) 区市町村で進む公設民営化
 - (4) 都における民間社会福祉施設サービス推進費補助金の再構築
 - (5) 国における幼保一体総合施設の検討
- 3 最終のまとめにおける問題意識

第2 新しい保育施策の方向

- 1 すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの拡充
- 2 保育所に求められる新しい役割
 - (1) 地域支援
 - (2) 幼稚園との連携
- 3 認可保育所への期待

第3 都が実施すべきこと

- 1 国に求める認可保育所改革
 - (1) 「保育に欠ける」要件の見直し
 - (2) 直接契約制度の導入
 - (3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和
- 2 認証保育所の推進
- 3 保育所におけるサービスの質の向上
- 4 保育サービスの量の拡大
- 5 区市町村に対する補助制度の改革

第4 総合的な子育て支援策の充実

- 1 労働環境の整備
- 2 子育て家庭への幅広い支援
- 3 社会全体で子育て支援を

キーワード解説

参考資料

意見名簿及び審議経過

第1 最終のまとめにあたって

1 「中間のまとめ」の概要

○本審議会は、今期「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」をテーマとして平成14年5月から審議を重ね、平成15年8月には「中間のまとめ」を知事に提出した。

○その中ではまず、東京の子育て家庭をとりまく状況として、核家族化や女性の社会進出が進む一方で、家庭や地域の養育力が弱まっている現状を挙げ、子育てを社会全体でバックアップしていくことや、延長保育や零歳児保育などの都市型保育ニーズに対応していくことの必要性を指摘した。

○そうした中で、保育ニーズの変化に、硬直的で全国画一的な現在の保育制度がマッチしなくなってきたことを取上げ、多様化する都市型保育ニーズに対応するためには、既存の保育システムを見直し、新たに構築する必要があることを提言した。

○そして、すべての子育て家庭を視野に入れて子育て支援サービスを充実させる中で保育施策についても見直し、必要な人がいつでも適正な負担で、質の高い保育サービスを選択し、利用できるようにしていくこと、そのためには、多様な事業者の参入による供給拡大や、直接契約制度の導入による利用者の選択の幅の拡大、利用者が安心して選択できる仕組みづくりが必要であることを提言した。

2 「中間のまとめ」以降の保育をめぐる状況

○「中間のまとめ」を提出してからまだ9か月余りであるが、保育をめぐるっては、国、都、区市町村などにおいて、様々な動きが出ている。

(1) 次世代育成支援対策推進法制定及び児童福祉法一部改正への対応

○「中間のまとめ」を提出する直前の、平成15年7月に、次世代育成支援対策推進法の制定及び児童福祉法の一部改正が国会で承認され、成立した。

○次世代育成支援対策推進法においては、自治体、事業主等に次世代育成支援の行動計画策定が義務付けられ、改正児童福祉法においては、区市町村における子育て支援事業

の実施が法定化されるとともに、待機児童が多い自治体に保育計画策定が義務付けられた。両計画とも、平成16年度中に計画を策定し、平成17年度から実施することが求められている。

(2) 国における公立保育所負担金の一般財源化

○公立保育所の運営費負担金については、国と地方の税財政改革（三位一体改革）1の趣旨を踏まえ、公立保育所は地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることから、平成16年度から一般財源化されることになった。これに見合う財源措置としては、所要の事業費全額を地方交付税の基準財政需要額に算入するとともに、平成18年度までの暫定措置として、所得譲与税として税源移譲することとされた。

(3) 区市町村で進む公設民営化

○平成13年に公立保育所の運営委託にかかわる主体制限が撤廃され、株式会社やNPO法人などに委託できるようになった。また、平成15年9月から保育所を含む公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設され、保育所の公設民営化の動きが都内でも加速している。

○平成16年4月1日現在、東京都内では、民間へ運営を委託している公立保育所は45か所、そのうち株式会社やNPO法人へ委託している保育所は9か所であるが、都内の多くの自治体で、16年度以降における公立保育所の民間委託や民間への移譲が計画されている。

(4) 都における民間社会福祉施設サービス推進費補助金の再構築

○社会福祉法人が設置・運営する認可保育所には、国基準の保育所運営費や都が区市町村とともに行う運営費補助のほかに、民間社会福祉施設サービス推進費補助金（以下、サービス推進費）が都から直接補助されている。

○しかし、これまでのサービス推進費は、施設の定員規模、児童数、職員の平均経験年数などから一律に算定される仕組みになっていたことから、利用者ニーズに応じた施設の努力に報いるものとはなっていなかった。

○このため都は、平成16年度から、都として望ましいサービス水準を確保するとともに、零歳児保育や延長保育などの都民ニーズの高いサービスの実施や、地域の子育て家庭に対する支援といった、サービス向上に向けた施設の努力が真に報われる仕組みへと再構築した。

(5) 国における幼保一体総合施設の検討

○自治体では、幼稚園と保育所の一体的な施設の設置や窓口の一本化、構造改革特区を活用した連携の促進などの取組が行われ、幼稚園と保育所の連携が進んできた。しかし、児童福祉施設と教育施設という制度の違いが、幼保連携を促進する上でのネックとなってきたのが現実である。

○国においても、両施設の連携について、平成9年度から「幼稚園と保育所のあり方に関する検討会」において協議し、平成10年度以降、施設の共用化や資格の相互取得の促進等を進めてきた。

○さらに、地方分権や規制改革の視点、次世代育成支援対策の推進という観点から、就学前教育・保育を一体として捉えた取組をさらに進めるために、現在の保育所、幼稚園制度とは別の新たな制度として、就学前教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置が検討されている。

○平成15年11月の総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」の中では、幼保一元化についての総合施設の実現に関する基本的な考えを16年度中に取りまとめ、17年度中に試行、18年度に本格実施する方向が示され、現在、社会保障審議会児童部会や中央教育審議会幼児教育部会において、その機能や施設などの基準、費用負担のあり方等が検討されている。

3 最終のまとめにおける問題意識

○最終のまとめにあたり、改めて保育サービスのあり方を考えると、すべての子育て家庭において、必要とする時期、形態は様々であるとしても、何らかの保育サービスを必要としているのが現在の東京の子育て状況であると言える。

○例えば保護者が共働きをしている場合でも、東京では長時間勤務、不規則勤務、短時間勤務、交代制勤務などの多様な勤務形態の人が増えており、保育サービスを必要とする時間帯は様々である。また、在宅で子育て中の家庭でも、家族の事情により一時的に保育サービスを必要としたり、現在は働いていなくても働くための準備をしたいなどの理由から保育サービスを必要とする場合もある。

○これらのニーズにこたえるため、ショートステイや一時保育等の在宅サービスの提供、認可外保育施設での多様な保育サービスなどが展開されつつあるが、制度の上でも、また人々の意識の上でも、「保育サービス＝認可保育所」という考え方が根強く残っているのが現状

であり、公費投入、公的関与の面でも認可保育所と他の保育サービスとの間には大きな差がある。

○こうした認可保育所中心の保育サービスのあり方が、社会状況の変化に伴って多様化している利用者のニーズに適切にこたえているかどうか、改めて考える必要がある。

○さらに、認可保育所へ入所するためには「保育に欠ける」要件に該当することが必要であり、「昼間勤務を常態とする」働き方以外の人や在宅で子育て中の人は、基本的には入所することができない。

○保育ニーズが多様化・一般化している中では、すべての子育て中の家庭に、施設型保育サービスだけではなく、在宅サービスも含めた何らかの保育サービスが必要だという考え方に立ち、利用者本位の保育サービス提供制度を、社会全体で作り上げていくべき時期に来ている。

○東京は、現行の認可保育所を中心とした保育制度の運用上の問題点が最も先鋭的に現れている地域である。そのため都独自の認証保育所制度を創設するなど先駆的な改革を進めているが、さらに、時代の変化にふさわしい新たな保育制度のあり方を、都が率先して提案していくべきである。

○こうした視点に立ち、この最終のまとめでは、認可保育所の改革を中心に、都として取るべき方策を提言する。

第2 新しい保育施策の方向

1 すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの拡充

○全国的に少子化が進む中、とりわけ東京では、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化による家庭や地域の養育力の低下が顕著に見られるとともに、通勤圏の拡大、労働の長時間化、就労形態の多様化などにより子育て家庭の負担が高まっている。

○「中間のまとめ」においては、これからの保育サービスは、これまでのように「保育に欠ける」という観点からだけでなく、在宅で子育て中の家庭も利用できる子育て支援策としての役割を有することも重要であることを指摘した。保育サービスの提供とは本来、保育を必要とするすべての人が、必要なときにいつでも、必要なサービスを自ら選択し、適正な負担で、安心して利用できるようにすることである。

○その際、保護者の経済的理由や家庭環境などの理由から養育困難となっている家庭に提供される福祉的保育サービスであっても、親の就労支援や在宅での子育て支援を目的とする一般的保育サービスであっても、利用者が安心して利用でき、子どもの健全な発達を保障する質の高いものであるべきことは言うまでもない。

○大都市東京での特徴的な働き方として、正社員の勤務が長時間化している一方で、契約社員やパートタイムなどの様々な就労形態と、夜間勤務や不規則勤務などの勤務形態の多様さが挙げられる。

○しかし、長時間勤務の人にとっては、現在の認可保育所の開所時間では到底間に合わず、夜間勤務や不規則勤務の人は、「昼間勤務を常態とする」働き方ではないために、現在の制度では認可保育所を利用できない場合が多い。そのため、高い保育料を負担して二重保育をする人や、ベビーホテルなどの認可外保育施設を利用せざるを得ない人もいる。こうした施設の中には保育環境に問題がある施設も少なくない。

○さらに、東京では、3歳未満児の70%以上が在宅で育てられており、保育所に子どもを預けている家庭よりも在宅で子育てをしている家庭の割合が高いが、そうした家庭にとっても、保護者の急病や育児疲れなどのときに安心して子どもを預けられる保育サービスが必要である。

○その他、在宅で子育て中であっても、将来の就労に備えて資格を取得するために子どもを預けたい人や、仕事を探すために子どもを預けたいなどの様々なニーズがある。

○また、現状では認可保育所の供給量が十分ではないために、保育所に入所できず、仕事を辞めざるを得ない人や、子どもを持つ意欲を持ってない人もいる。

○こうしたことを踏まえ、長時間働く人のニーズに認可保育所がきちんとこたえていくことはもちろんだが、在宅で子育て中の家庭や、パートタイム就労などで不定期に保育サービスを利用したい人も認可保育所を利用できるようにすることが必要である。

○また、保育所だけではなく、ショートステイ、一時保育などの、在宅サービスによる保育サービスもさらに充実させ、利用者が、ニーズに応じ、豊富なサービスメニューの中から選択して利用できるようにすることも求められている。

○これからの保育サービスを考える際に大切なのは、子どもの豊かな育ちを保障するという視点と、多様化するニーズを今ある制度に当てはめて利用者を選別したり、利用者にとって不便を強いるのではなく、ニーズの変化に応じて保育所や保育制度を柔軟に見直すという、利用者本位の視点である。

○保育サービスは、子どもの最善の利益のために、すべての子育て中の家庭が必要とするときにいつでも利用でき、家庭で適切な養育を受けられない子どもを守ることが求められている。

2 保育所に求められる新しい役割

○保育所は、保育サービスを専門に提供する施設である。東京の子どもと家庭をめぐる状況を踏まえると、その専門性を生かした新たな役割が求められる。

(1) 地域支援

○既に「中間のまとめ」においても指摘しているが、すべての子どもの豊かな育ちを保障するために、保育所は、そこに入所している子どもたちばかりでなく、家庭と地域の養育力を高めるための支援を行う拠点として、地域支援の機能を強化することが必要である。

○保育所は、その専門性に加えて、地域に広く設置されているというメリットがある。そのメリットを生かし、保育所を地域に開かれたものにするには、地域でほかの子どもや大人と触れあう機会が少ない、在宅で育てられている子どもの健全な発達にとって望ましいことである。また、親にとっては、子育ての専門家である保育者から子育て

の生きた知恵を学ぶことができる。

○今後の保育所には、親子が集える場を積極的に提供したり、一時保育、子育て相談などの実施を通して、地域の親子が抱える不安や悩みを共有し、支えていくことが求められる。

○さらに、地域のNPO法人や親同士の子育て支援グループなどの民間団体との協働を積極的に進めていくことも保育所に期待される役割である。保育所は、親と保育者、地域の人が共に子どもを育て合い、自らも育つ環境を作り出すために、地域のつながりを再生する拠点となるべきである。

○また、近年、子どもと家庭をめぐる様々な問題が生じている。これらの問題へは、児童相談所や子ども家庭支援センターなどの相談機関が中心となって対応しているが、複雑化した問題は特定の機関だけでは解決できない。住民に身近な区市町村が中心となって地域のネットワークづくりを進め、ファミリーソーシャルワークを展開することが必要である。

○こうした地域のネットワークづくりの中で、児童虐待を未然に防ぐ、早期に発見するという観点から、保育所が果たす役割は大きい。保育所は、毎日親子に接することができる、親と子に最も身近な子育て支援施設の一つとして、親子のニーズをすくいあげ、地域の行政機関や、関係機関に代弁していくという役割を果たすべきである。

○そのために、保育所は日ごろから地域のほかの社会資源を知り、密接に連携し、協働していく取組が必要である。

(2) 幼稚園との連携

○近年、小学校入学後の児童が、まだ不慣れな学校生活になじめなかったり、学校のルールが理解できなかつたりすることから、授業中に立ち歩いたり、騒いだりする、いわゆる「小一プロブレム」の増加が指摘されている。この問題は単に小学校だけの問題ではなく、就学前からの対応が必要である。そのためには、家庭教育の充実とともに、小学校との関係に配慮しつつ、幼稚園と保育所が連携して幼児教育を充実させていくべきである。

○幼稚園における預かり保育の普及が進む中、3歳以上児における両者の相違点は少なくなっている。また、合同活動や合同保育などを通じた保育所と幼稚園の連携を進めることにより、互いに学び合う部分が期待できる。国の総合施設構想を待つまでもなく、

すべての就学前児童を視野に入れて、両者の連携を一層推進すべきである。

3 認可保育所への期待

○保育サービスの担い手として認可保育所の存在は大きい。認可保育所は、これまで以上に都市型保育ニーズにこたえていくために、サービス面での充実を図り、保育の主流として一般的保育ニーズに的確に対応するとともに、認可外保育施設では対応し難いサービスを提供するなどの特色を持つべきである。

○「中間のまとめ」で指摘したように、認証保育所などが国基準並みの経費で大都市住民のニーズに即応したサービスを提供できていることを考えると、認証保育所や認可外保育施設では対応し難いような、これまでの実績、専門性を生かした特色がなければならない。

○まず、延長保育や産休明け保育については、原則としてすべての認可保育所で実施するとともに、夜間保育、休日保育、病後児保育にも積極的に取り組むべきである。

○さらに、障害児や、現在増加している養育困難や虐待等の問題を抱える家庭の子どもの保育などの福祉的ニーズに積極的に取り組むべきである。こうした子どもたちに対しては、入所にあたり特別な配慮をし、保育所が児童相談所や子ども家庭支援センターなどと協力してセーフティネットの役割を果たすことにより、子どもたちにとって安心と安全をもたらす大切な場所となる。

○また、先に述べたように、地域における多様な民間団体などの子育て支援の取組と積極的に連携して、その人的、物的資源を生かし、在宅で子育てをしている家庭を支援していくことも、主として認可保育所が担うべき重要な役割である。

○児童福祉法の改正などにより、区市町村における子育て支援の重要性が高まっている中、認可保育所は、児童館や子ども家庭支援センターなど子育てにかかわる地域の様々な機関と協働しながら、認可保育所の専門性を生かした子育て支援を担っていくことが必要である。

第3 都が実施すべきこと

1 国に求める認可保育所改革

(1) 「保育に欠ける」要件の見直し

○認可保育所は、保育を必要とするすべての子育て家庭が利用できる子育て支援施設の一つとなることが望ましい。しかし、既に述べたように、現行の法制下では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、子どもを認可保育所に入所させることができない。

○「保育に欠ける」要件の具体的内容は、「昼間勤務を常態とする」ことなど6項目が児童福祉法施行令に基準として列挙されている。この基準を基に各区市町村が入所申込者の「保育に欠ける」度合いを判断し、その度合いが高い順から優先的に子どもの入所を決定するシステムになっている。

○しかし、このシステムでは、入所決定の判断が画一的になされがちであり、また、認可保育所の開所時間は「昼間労働を常態とする」ことを前提にしているために、長時間勤務や不規則勤務、夜間勤務の人などは利用することが難しい。

○このように、認可保育所の供給量が十分ではないという問題以前に、二重保育を余儀なくされたり、親の働き方が「保育に欠ける」要件に該当しないという理由だけのために、保育料の負担が大きく環境も必ずしも十分ではないベビーホテルしか利用できない子育て家庭がある。

○また、在宅で子育て中の家庭においても、子育てに行き詰っている人や、現在は就労していないが、仕事を探したり、資格を取るために子どもを預けたい人、冠婚葬祭の際や育児疲れのレスパイトを目的に一時的に預けたい人など、保育を必要とする様々なニーズがある。

○家庭環境などの理由から養育困難の度合いが高く、保育を必要としている子どももいる。こうした福祉的保育ニーズを有する子どもの健全な発達を保障することも行政の責任である。

○すべての子育て家庭が、保育サービスとその他の子育て支援サービスを適切に組み合わせながら支援を受けられるようにするためには、児童福祉法における「保育に欠ける」要件を見直し、サービス対象を広げていくことが必要である。

○一方、認可保育所への入所希望が直接的に担保されず、最終的に区市町村が入所を決定する仕組みは、特段の努力をしなくても入所児童が確保されることから、利用者本位のサービス向上や経営改善の意欲を十分に育てることができなかった面もある。

○こうしたことを踏まえ、親の就労の有無や就労形態にかかわらず、保育を必要と考えるすべての親が、自ら選択して利用できるものにするよう、また、保育を必要とするすべての子どもが認可保育所を利用できるよう、「保育に欠ける」要件の見直しを国に提案要求していくことが重要である。

○同時に、都としては「保育に欠ける」要件の見直しを待つだけではなく、保育を必要としているが、現行制度では認可保育所への入所が困難な子どもを受け入れるため、引き続き認証保育所の拡充を進めるべきである。

(2) 直接契約制度の導入

○認可保育所においても、利用者が自らサービスを選択し、利用できるようにするためには、区市町村が「保育に欠ける」度合いを判断して入所を決定する仕組みを見直し、直接契約制度を導入することが必要である。

○その実施にあたっては、入所基準の公開などの公平・公正な入所が確保されるための仕組みづくりや、利用者が施設のサービス内容の情報を十分に得た上で選択できる仕組みづくりを、行政が責任を持って進めることが必要である。

○直接契約制度の導入について最初に求めるべきことは、既に保育サービスを必要とする利用者が直接施設と契約をすることとなっている、認証保育所の仕組みを国に認知させることである。

○さらに、認可保育所の利用についても、一般的保育ニーズに対しては、利用者が自らサービスを選択できるよう、またサービスの向上に努める保育所が利用者にも選んでもらえるようにするため、現行の区市町村への利用申込方法を改め、希望する利用者がニーズに応じて直接契約することが可能な制度を導入することである。

○もちろん、福祉的保育ニーズに対しては、これまでどおり区市町村の関与のもとに、行政が責任を持って優先入所をさせていくべきである。

(3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和

○認可保育所の待機児童が急増し、多様な保育サービスが求められている中、「選択」と「競い合い」を通じて保育サービスの向上を図っていくため、また待機児童解消に向け保育の総量を増やすため、認可保育所へ多様な運営主体が参入しやすい仕組みづくりが必要となっている。

○そのためには、「中間のまとめ」でも述べたように、事業者間の対等な競争条件を整えられるよう、現行のシステムにおける補助制度、税制面等の見直しが必要であり、都は国に対し、強くその改革を働きかけていくべきである。

○また、大都市においては土地を自己所有することが難しく、賃借物件での保育所の設置が現実的である。既に賃借方式は平成12年度から規制緩和により認められているが、開設時における施設改修費や家賃の負担が重く、実際には普及していない。施設改修費への補助や、運営費の用途制限を一層緩和し、柔軟に活用できるよう、国に提案要求していくべきである。

2 認証保育所の推進

○平成13年度にスタートした認証保育所制度は、13時間以上の開所、零歳児保育を義務付けるとともに、直接契約制度、国基準の範囲内での保育料の自由設定を導入しつつ、施設基準や保育者の配置基準が国の認可保育所の基準をほぼ満たしており、保育内容も認可保育所の保育指針に準ずるものになっている。

○もちろん、認証保育所は制度発足後日が浅く、今後は形式的な基準を満たした上で、子どもの発達を保障するために保育の質をさらに高めていく取組が求められる。しかし、都市型保育ニーズなど、利用者のニーズに適応した認可保育所の保育サービスがまだまだ不十分な現状を踏まえると、認証保育所が発足以来果たしてきた保育所改革の先導役としての役割は、今後ますます重要になる。

○認証保育所制度の創設によって、都内の認可保育所でも零歳児保育や延長保育などの実施率が上がるなどの一定の波及効果がみられる。また、他府県の自治体でも類似した制度を創設するなどの影響を与えている。

○このように、多様な保育ニーズによくこたえ、都民から支持を得てその開設数を急速に伸ばしている認証保育所の利用者本位のサービスのあり方を、大都市の保育制度全体に広げていくため、大都市における新たな保育所制度として、国の認知を求めていくべきである。そのことによって、都や区市町村の財政の安定化も図ることができる。

○東京都では、既に国に対し、「保育所制度の抜本的改革」として、認証保育所を制度的に認めるよう提案要求しているが、全国的には、待機児童の問題がそれほど深刻ではない自治体があるなど様々な状況がある。そうした中では、国に認知を求める戦略として、一つの提案にこだわらず、多様な提言を行うことが必要である。

○第一に、現在の認証保育所の基準や仕組みを、大都市や特に待機児童が多い地域での認可保育所基準として認知させることにより、認証保育所を認可保育所の一類型として位置付けることが考えられる。

○第二に、児童福祉法の改正により、区市町村においては、子育て相談や養育支援など様々な子育て支援の事業を実施すべきこととされたが、認証保育所をそうした事業の一つとして位置付けることが考えられる。

○第三に、「第1」で触れたように、就学前児童の総合施設の検討など、国の保育施策も新たな展開を見せつつあり、そうした施設の一類型に位置付けることが考えられる。そうした観点から、総合施設の動向については、都としても十分に注視するとともに、必要に応じて具体的な提案要求を行うべきである。

○また、都のほかにも、深刻な待機児童問題を抱える都市部の自治体や、類似した独自の保育施策に取り組んでいる自治体が存在する。そうした自治体と連携して、地域の実情を踏まえた自治体独自の施策の認知を求めていく取組も重要である。

3 保育所におけるサービスの質の向上

○運営主体やサービスの多様化が進む中、行政の責任として、保育サービスの質を確保することはますます重要になっている。

○「中間のまとめ」では、利用者の選択と多様な事業者の参入により、保育サービスを質量ともに拡充すべきことについて触れた。

○そして、保育サービスの不足に加えて、「保育に欠ける」要件に該当しないためにベビーホテルなどの認可外保育施設を利用せざるを得ない人が増えている中では、子どもの命にかかわるような痛ましい事故が起こらないように、行政による指導監督をさらに徹底させ、問題のある施設に対しては厳格な対応をしていくことが不可欠であることを指摘した。

○また、良質なサービスを提供しようと努力する認可外保育施設に対しては、認証保育所への移行を促進し、サービス水準の向上を図るべきであることも指摘した。

○都では、平成15年1月に、保育サービス事業者にとってほしいこと、進んで取り組んでほしいことをまとめた「保育事業者向けガイドライン」を作成した。その中で、サービス提供事業者の役割として、福祉サービス第三者評価システムの活用や、利用者の意見を聴取する場である運営委員会の活用、相談・苦情への適切な対応、利用者への情報提供と開示などについて述べられている。これらの取組を、認可・認証を問わず徹底していくことが必要である。

○特に福祉サービス第三者評価システムについては、事業者が自らのサービスの質や事業運営上の課題を客観的に把握し、事業の改善や利用者指向のサービスの質の向上に取り組むことができるよう、また、利用者にとっては、事業者の選択にあたってサービスの内容や質を知ることができるよう、常に評価手法や項目を見直しながら普及・定着を図っていくことが重要である。

○家庭の養育力が低下している現在、保育者には、保護者に対する相談・助言などを通じて、様々な問題を抱える子育て家庭を適切に支援していくための、より高度な専門性が求められている。

○今後は、その専門性を高めるための認可・認証の別を問わない保育者への研修の充実や、保育者同士が実践を発表しあう場の設定など、保育者同士が連携して互いに学び合うことが重要である。

4 保育サービスの量の拡大

○認可保育所の待機児童が解消されない現状や、多様な保育サービスが求められていることから、保育の総量を増やしていくことが必要である。

○低年齢児を中心に急増する待機児童を解消するために、多様な運営主体の参入を促すとともに、既存の認可保育所においても、サービス内容の拡充を図り、多様化する保育サービスの需要と供給のミスマッチを改善した上で、必要な受け入れ枠の拡大や施設の増設を行うことが重要である。

○平成16年度中に策定が義務付けられている保育計画においては、事業者の開設時の負担を減らし、自治体の効率的な予算配分を進めることができることから、「公設民営化」に

より保育所整備を進めることも量の拡大のための重要な選択肢の一つとして考えられる。その実施に当たっては、事前に区市町村が保護者へ十分に説明し、理解と協力を得られるよう努力することが必要である。

○また、学校の余裕教室や、統廃合で廃校になる建物等、既存の公有施設を活用して、保育所や保育所分園の設置を進めることも必要である。公立幼稚園の施設も、保育所との共用を進めるなど、有効に活用すべきである。

○これらの取組とあわせて、延長保育や病後児保育、休日保育など、都民ニーズに対応した保育サービスを拡充していくことも不可欠である。

○さらに、一時保育などの在宅サービスの拡充や、育児のお手伝いをしたい方と、育児のお手伝いをして欲しい方を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実のほか、都自身を含む官公庁や企業においても、職場内保育施設の設置促進を検討し、適切な対応を図っていくべきである。

5 区市町村に対する補助制度の改革

○「中間のまとめ」では、公立・社会福祉法人立等の認可保育所には、国基準の運営費に加えて、都や区市町村からの加算補助が行われていること、しかしこれらの加算にかかわらず、延長保育、零歳児保育等のサービスの実施率が低いことなどを指摘した。

○このように、加算補助が必ずしもサービスの向上を促すものになっていないこと、また、これらの補助の恩恵を受けるのは、認可保育所を利用する家庭に偏っていることなどから、11時間開所保育対策事業補助金、一般保育所対策事業補助金などの、都が市町村に対して支出している補助金（いわゆる都加算補助）については、サービスの向上を促すとともに、子育て支援全体を拡充する方向で見直しを行うことが必要と考える（特別区においては、同様のものが都区財政調整制度の基準財政需要額に算定されている。）。

○区市町村は保育の実施主体であり、住民ニーズに的確にこたえ、供給量の確保、多様な保育サービスの提供等、サービス内容の充実を図っていく責任がある。

○また、平成15年7月の児童福祉法改正では、子育て相談など地域における子育て支援事業を実施することが区市町村の努力義務として定められた。また、今国会においては、児童虐待を予防するための区市町村の役割を法律上に位置付ける児童福祉法の改正案が上程されている。

○さらに、同時期に成立した次世代育成支援対策推進法により、都及び各区市町村は、平成16年度中に地域行動計画を策定することが義務付けられ、その計画に基づき平成17年度から子育て支援など幅広い次世代育成支援対策を展開することが求められている。

○このように、保育サービスのみならず、子育て支援全般にわたる施策の実施は区市町村の役割であることが一層明確に位置づけられた。区市町村では、次世代育成支援のための行動計画に基づく事業の展開を含めて、今後保育サービスはもちろんのことだが、様々な子育て支援施策を充実していく必要がある。

○もちろん都も、広域自治体として、都として望ましい子育て支援施策が実現されるよう、また、区市町村が地域の実情に応じた子育て支援施策を幅広く実施できるよう、区市町村を支援する必要がある。

○こうした状況から、都加算補助についても見直しを進め、その他の子育て支援に関する区市町村への様々な補助とともに、保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実に活用できる包括的なものとするなど、地域の特性に応じた区市町村の裁量を拡大し、有効に活用されるような方向で検討していくことが望ましい。

○区市町村においては、待機児童の解消はもちろんのこと、認可保育所の利用者だけではなく、支援を要するすべての子育て家庭のために、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設のレベルアップ、子育てに問題を抱えた家庭への支援や相談事業、一時保育等の在宅サービスの充実、子育てサークルやボランティアの育成など、幅広く子育て支援施策全般の拡充のために努力することを強く望むものである。

○また、保護者が負担する保育料については、区市町村が決めるものではあるが、応益負担という考え方の下に、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮した利用者負担のあり方を検討されることを期待する。

第4 総合的な子育て支援策の充実

1 労働環境の整備

○東京では、多様な勤務形態や不規則な労働時間の親が増えており、さらに制度として育児休業制度はあっても、職場の状況や育児休業後に保育所の空きがないなどの理由から、実際には制度を利用しにくいという状況がある。

○在宅で子育てを行っている家庭においても、例えば父親が長時間の勤務をしているために子育てにかかわることができず、母親が子育てをひとりきりで負わされている状況も見られる。

○子どもが健やかに育つためには、まず親がゆったりと子どもにかかわれること、地域で自立して子育てをしていける力を身につけることが必要である。子育て世代の働く人の負担を減らし、家庭での子育てを支援するために労働環境を整備することが重要である。

○行政が保育所の整備や零歳児保育を推進し、育児休業後の保育所入所を円滑にすることはもちろんだが、男女ともに育児休業制度を利用しやすい条件づくり、労働時間の短縮などに早急に取り組むべきである。

○次世代育成支援対策推進法では、一般事業主も次世代育成支援行動計画を策定しなければならないこととされており、雇用する側も意識改革を進め、企業全体での理解の下に取り組んでいくことが必要である。また、実効性ある計画とするためには、企業と行政、地域社会が連携し、社会全体で協力して取り組むという視点が欠かせない。

○さらに、非正規社員は育児休業を取得しにくいなどの実態の改善や、正規社員のみにも有利な社会保障制度の見直しを進め、雇用形態による差別のない制度を構築していくことも必要である。

2 子育て家庭への幅広い支援

○昨年成立した次世代育成支援対策推進法や改正児童福祉法を受け、各自治体で、地域の子育て支援サービスの充実や次世代育成支援行動計画の策定がなされることになったが、保育所だけではなく、子育て支援策全体を計画的にレベルアップしていくことが重要である。

○しかし、現状では、在宅で子育てをしている家庭に対する支援は少なく、保育所に利用希望者が集中している。

○そこで、ショートステイ、一時保育などの在宅サービスを充実させ、利用者が、保育所だけでなく、ニーズに応じて様々な子育て支援施策を選択できるようにすべきである。そのためには、在宅サービスのニーズ調査などを通して必要な需要数を把握し、それに対応するための供給計画を早急に策定する必要がある。

○さらに、子育て支援施策の充実にあたっては、生活環境の整備や、子ども等の安全の確保など、幅広く子育てを支援していくことが、次世代育成の観点から求められている。

3 社会全体で子育て支援を

○「中間のまとめ」では、子育てを社会全体で支えていく必要があることと、そのための財源の確保についても言及したが、この点は再度強く指摘したい。

○事実、国立社会保障・人口問題研究所の調べでは、平成13年度における保険金支出なども含めた社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合が約7割であるのに対し、子ども・家庭関係への支出は5%未満に過ぎず、欧米と比べても大変低い。子どもへの支出が次世代への投資という側面を持つことを考えれば、この比重を改め、社会保障財源を高齢者の分野から子ども家庭の分野へシフトすることが必要である。

○自治体においても、子ども家庭分野の施策の拡充と、子育て家庭全体への支援を視野に置き、今ある財源を効果的に配分していくことが求められる。

○子どもを生み育てやすい社会を実現するためには、保育施策や子育て支援施策の充実とともに、職場や働き方の改革、子育てにやさしい生活環境の整備、そして次代を担う子どもたちを社会全体で育てるという、人々の意識改革、行動改革が欠かせないことは言うまでもない。

○平成16年通常国会においては、次世代育成支援対策関連三法案が審議されているが、親の多様な働き方を可能にする労働環境の整備、児童手当等の現金給付と保育サービス等の現物給付の効果的なバランス、それらを支える財源の確保と効率的な配分、負担のあり方等、課題は多い。社会全体で、総合的に子育て家庭への支援に取り組むことが必要である。

キーワード解説

1 国と地方の税財政改革（三位一体改革）

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直し、国から地方への税源移譲の三つの改革を一体的に進めること。

平成15年6月に出された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、国庫補助負担金については、平成18年度までに概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うとされ、改革の初年度である平成16年度は、約1兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減、約6,500億円の税源移譲等が行われるとともに、地方交付税の抑制が図られた。

2 基準財政需要額

地方交付税のうち普通交付税の算定にあたり、各地方自治体が、標準的な水準でサービスを行うのに必要な経費を算定するもの。普通交付税交付額は、基準財政需要額と基準財政収入額によって決定され、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方自治体に対し交付される。

3 指定管理者制度

従来、公の施設の管理については、地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体のみにしか管理を委託することができなかったが、平成15年6月の地方自治法一部改正により「指定管理者制度」が創設され、民間事業者やNPO法人にも管理権限を委任できることになった。

同制度を採用する場合、指定の手続きや管理者が行う業務の範囲、管理の基準などを条例で定めなければならない。また、指定管理者を指定する場合には、あらかじめ議会で議決を経なければならない。

4 保育サービス

就学前の児童について、保護者に代わって保育すること。施設で提供されるサービスのほか、家庭に出向いてサービスを提供するベビーシッター、保育者の自宅において保育する家庭福祉員のような形態もある。

本報告書では、広義の意味に捉え、一時保育、ショートステイ、トワイライトステイなどの在宅サービスのほか、幼稚園での預かり保育、ファミリー・サポート・センターも含んで

いる。

5 ショートステイ

保護者の疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難になった場合や、児童及びそれを同一の生活を営む者が緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等において、7日以内の範囲で預かったり、保育士等を派遣したりするサービスのこと。

6 一時保育

保護者の育児疲れ解消や急病、断続的勤務等の勤務形態の多様化等に伴い、一時的に保育が必要な場合に、昼間、保育所等が児童を一時的に預かり、保護者に代わって保育を行うこと。

7 福祉的保育サービス

保護者の経済的理由や、保護者の疾病などによる養育困難、又は保護者が子どもを虐待する恐れがあるなどの家庭環境の理由から、保育を必要とする子どもに対して行われる保育サービスのこと。障害児療育の観点から集団保育が必要などの理由によるものも含まれる。

8 一般的保育サービス

親の就労支援や在宅での子育て支援を目的とする保育サービスのこと。家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化、保護者の多様な働き方、専業主婦の孤立化による育児不安やストレスなどを背景に、ニーズが高まっている。

9 ファミリーソーシャルワーク

個人や家族の力、親族、近隣の人々、友人などの協力のみでは解決困難な生活課題を抱える家庭を対象に、家族一人ひとりの福祉と人権の擁護に向け、個々の機関や職員、ボランティアなどが、関係機関との連携のもとに、専門的援助技術や社会資源を活用しつつ、家族を構成する個々人の自己実現と生活設計を見通し、家族構成員、とりわけ子どもが健全に育つ場としての家庭がその機能を十分に発揮できるように援助していくこと。

10 小一プログラム

小学校に入学したばかりの小学校一年生が、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。これまでは一か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育が注目され出した。

11 ファミリー・サポート・センター

おおむね0歳から小学生までを対象に、育児の手助けをしたい方（提供会員）とお手伝いをしてほしい方（依頼会員）からなる会員組織で、仕事と育児の両立を支援するため、会員同士で行う、地域における育児に関する援助活動のこと。

設立運営は区市町村が行う。

12 都区財政調整制度

地方自治法の規定により、都区間及び特別区相互間の財源配分の均衡化を図り、特別区の自主的かつ計画的な行政運営を確保するために設けられている制度。都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整との二つの機能がある。

都区間の財源配分とは、都と特別区の間で事務配分に相応して財源を割り振ることで、都が特別区の地域で都税として徴収する市町村税の一定割合（平成15年度現在52%）を「特別区財政調整交付金」に充てている。

特別区相互間の財源調整とは、各特別区の行政水準の均衡を図るため、それぞれの財政需要額に応じた財源が確保されるよう、主として区税収入の不均衡からくる所要財源の不足を調整するもの。財源不足の特別区には「特別区財政調整交付金」を交付する。

参考資料

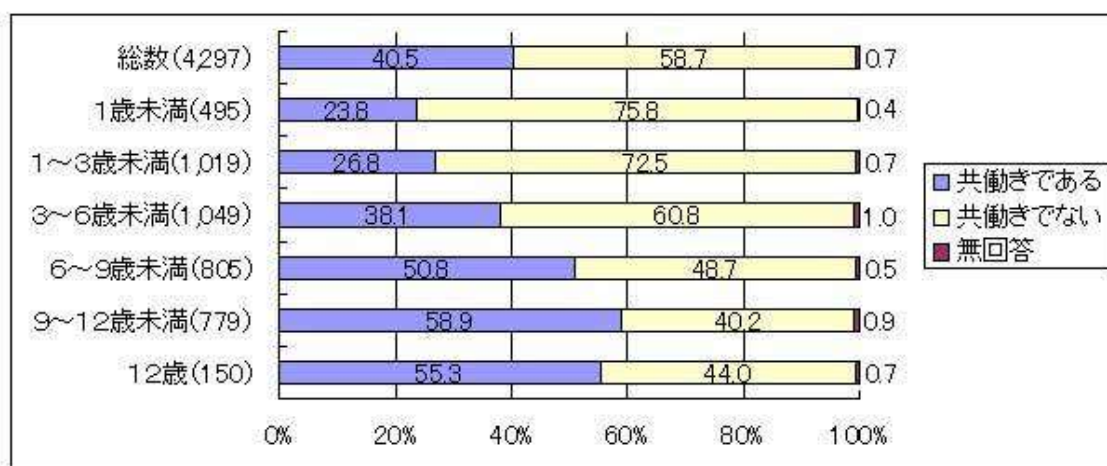
小学生までの子どもを養育する世帯の状況

(東京都福祉局：平成14年度社会福祉基礎調査報告書「東京の子どもと家庭」より)

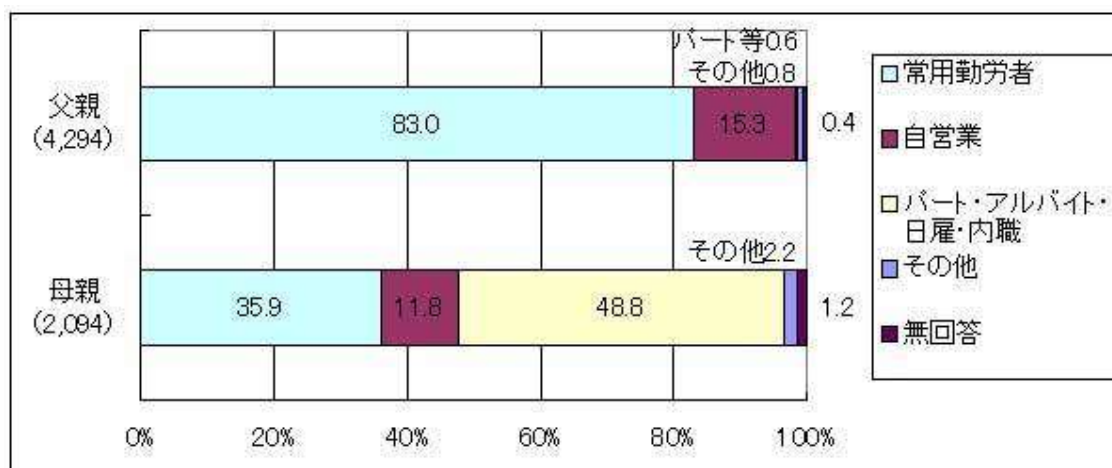
○住民基本台帳から無作為に小学生までの子どもを養育する両親のいる世帯 4,800 世帯を抽出。回答を得られた世帯は 4,297 世帯

1 父母の就労状況

(1) 一番下の子どもの年齢別共働きの状況



(2) 従業上の地位



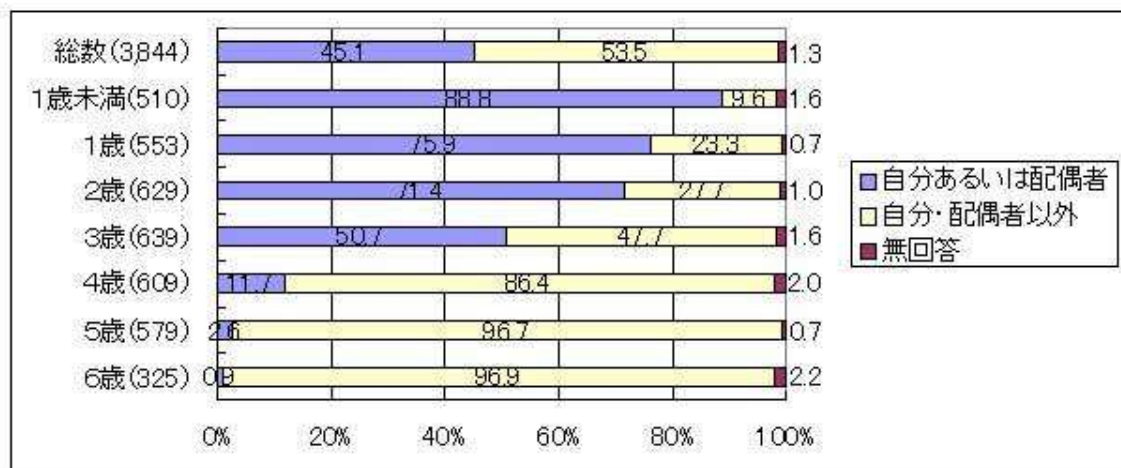
(3) 就労時間



2 就学前の子どもがいる世帯の状況

○小学生までの子どもを養育する世帯 4,724 世帯のうち、就学前の子どもがいる世帯 2,871 世帯の子どもの人数 3,844 人の状況

(1) 就学前の子どもの日中の世話 (子どもの年齢別)



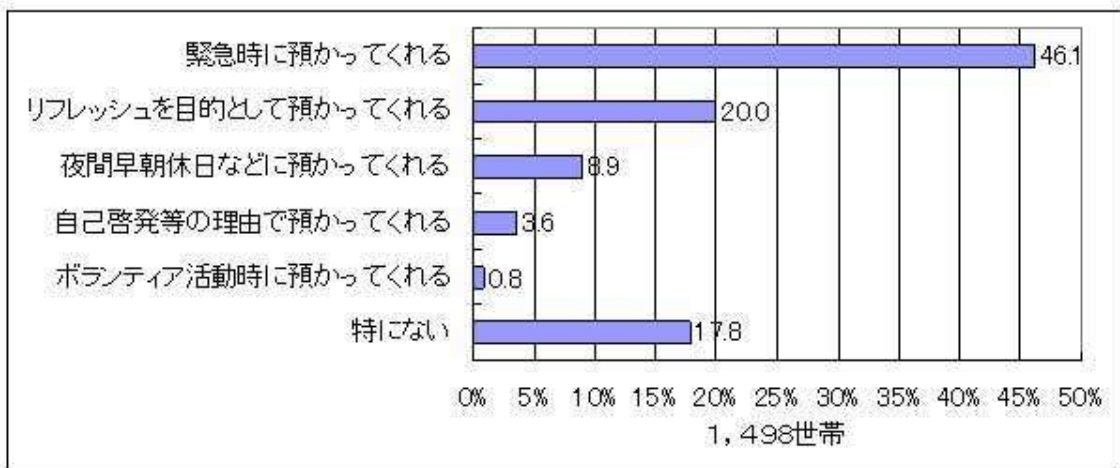
(2) 自分・配偶者以外が日中の世話をしている子どもの状況 (%)

	総数	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
総数 (人)	2,058	49	129	174	305	526	560	315	
認可保育所	35.6	18.4	62.8	66.7	45.2	29.3	27.5	25.7	
認可外保育施設	8.3	34.7	22.5	16.1	11.8	4.4	3.6	5.7	
	保育室	2.8	10.2	7.0	8.0	3.3	1.0	1.6	1.9
	家庭福祉員	0.4	8.2	2.3	-	-	-	0.2	-
	認証保育所	4.3	12.2	10.9	6.9	6.2	3.0	1.8	3.8

	職場内保育所	0.6	2.0	2.3	1.1	1.6	0.4	—	—
ベビーホテル		0.1	2.0	—	—	0.7	—	—	—
幼稚園		42.8	—	—	—	32.1	53.6	57.9	56.2
ファミリー・サポート・センター		0.1	—	—	0.6	0.3	—	—	—
ベビーシッター		0.1	—	0.8	0.6	0.3	—	—	—
その他の家族		1.1	16.3	3.1	2.3	0.7	0.4	0.4	0.3
同居していない親戚・知人		2.2	16.3	5.4	9.8	1.6	1.0	0.7	—
その他		0.8	4.1	0.8	1.7	2.0	0.6	0.2	—
無回答		8.9	10.2	4.7	2.3	5.9	10.8	9.8	12.1

(3) あればよい在宅支援サービス

○日中の子どもの世話を「自分あるいは配偶者」が行っている世帯の回答



子育て家庭の状況と意識

(東京都福祉局：平成14年度社会福祉基礎調査報告書「東京の子どもと家庭」より)

○都内に在住する小学生までの子どもを養育する世帯4,800世帯と20歳未満の子どもを養育するひとり親世帯1,200世帯の母親を対象に調査。回答者数4,796人

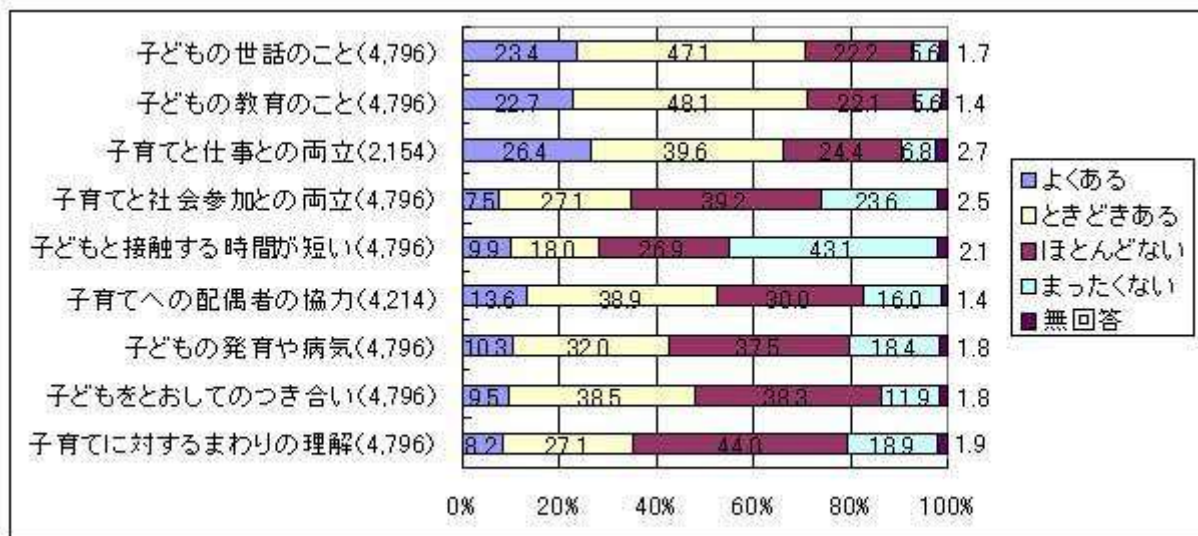
1 母親の今後の就労希望

○現在「病気で休んでいる」、「以前働いていた」、「今まで働いたことはない」人の回答 (%)

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上
総数(人)	2,526	349	1,540	598	39
今すぐにでも働きたい	10.1	11.5	9.6	10.0	17.9

いずれ働きたい	68.7	73.6	71.7	60.0 41.0	41.0
今後も働くつもりはない	17.5	11.5	15.2	25.4	41.0
無回答	3.7	3.4	3.5	4.5	-

2 母親の悩みやストレス



東京都の保育サービスの現状

1 保育施設の類型

認可保育所 設備や運営方法などについて、国が定めた基準に基づく都の基準により設置・運営される保育施設	公立保育所 知事に届け出て、区市町村が設置するもの	施設数 1,010 箇所 定員 98,065 人 ※うち公設民営施設数 36 箇所 定員 2,841 人 (平成 15 年 10 月 1 日現在)
	民間保育所 知事の認可を受けて、民間事業者が設置するもの	施設数 612 箇所 定員 60,266 人 (平成 15 年 10 月 1 日現在)
認可外保育施設 認可保育所以外の保育施設	認証保育所 都が定める基準を満たし、都が認証したもの	A 型 (駅前基本型) 施設数 112 箇所 定員 3,739 人 B 型 (小規模・家庭的保育施設) 施設数 67 箇所 定員 1,367 人 (平成 15 年 10 月 1 日現在)

	保育室 都の認定を受けた、3歳未満児を対象とした小規模・家庭的な保育施設	施設数 183 か所 定員 3,442 人 (平成 16 年 3 月 1 日現在)
	家庭福祉員（保育ママ） 区市町村に登録された個人が 3 人以上の 3 歳未満児を家庭で保育する制度	施設数 639 か所 保育児童数 1,668 人 (平成 16 年 3 月 1 日現在)
	事業所内保育施設 事業所や病院内において、その従業員の乳幼児を対象にした保育施設	施設数 258 か所 保育児童数 2,680 人 (平成 14 年 12 月 1 日現在)
	ベビーホテル 上記保育施設以外で、①午後 7 時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③時間単位での乳幼児の預かり、のいずれかを行っているもの	施設数 243 か所 保育児童数 3,497 人 (平成 14 年 12 月 1 日現在)

2 その他の保育サービス

子ども家庭在宅サービス	ショートステイ 保護者が病気・出産・出張・育児疲れなどの理由で児童の養育が困難な場合、児童福祉施設などで子どもを預かるサービス	25 区市で実施 (平成 15 年度末)
	トワイライトステイ 残業等で保護者の帰宅が遅い場合に、児童福祉施設などで子どもを預かるサービス	11 区市で実施< (平成 15 年度末)
	一時保育 保護者のパート勤務、病気・出産・冠婚葬祭、育児疲れなどの理由により、保育所などで子どもを預かるサービス	38 区市町村で実施 (平成 15 年度末)
	訪問型一時保育 保護者が病気・出産、入院等により緊急・一時的に保育が必要な場合、自宅に保育士等を派遣するサービス	2 区で実施 (平成 15 年度末)

	産後支援ヘルパー 出産・退院後、近くに頼れる人がいない場合に、ヘルパーを派遣するサービス	11 区市で実施 (平成 15 年度末)
	ファミリー・サポート・センター 育児の手助けをしたい方とお手伝いをしたい方が会員となり、育児に関する援助活動を行う組織	37 区市町で実施 (平成 15 年度末現在)
預かり保育 幼稚園で、在園児を対象に、教育時間の前後や土日、長期休業期間中に行う教育活動		実施園数 681 園 (公立 59 園 私立 622 園) (平成 15 年 6 月 1 日現在)

3 待機児童の状況



※平成 14 年度、15 年度の待機児童数は新定義での数値

旧定義では、平成 14 年度は 7,481 人、15 年度は 8,396 人

※待機児童の定義は、平成 13 年度に「公的な地方単独保育施設に入所している児童」と「保護者の私的な理由で待機している児童」を除くこととされたため、新定義では、認証保育所や保育室、家庭福祉員を利用しながら認可保育所の入所待ちをしている児童は外れる。

4 各種保育サービスの実施状況 (平成 15 年度実績)

○ 零歳児保育 (%)

公立保育所	66.2
民間保育所	86.2

○ 11 時間を超える開所 (%)

公立保育所	52.1
民間保育所	73.6

認証保育所	100.0
-------	-------

○一時保育・休日保育 (か所)

	一時保育	休日保育
公立保育所	134	10
民間保育所	137	5
合計	271	15

認証保育所	100.0
-------	-------

○病後児保育 (か所)

認可保育所	15
児童福祉施設	2
病院等	21
合計	38

認可保育所と認証保育所における運営費の比較

以下に、認可保育所と認証保育所の0歳児一人当たり月額運営経費モデルを示す(平成16年度予算単価、サービス推進費を除く)。

1 認可保育所モデル

○私立、特別区地域、民改費10%、施設長設置

○零歳児保育特別対策事業実施(取扱人員9人)

○11時間開所保育対策事業実施

(対象児20人:内訳 3歳以上児13人、1~2歳児5人、0歳児2人)

○定員100人(入所率100%)

内訳:0歳児9人、1歳児10人、2歳児12人、3歳児20人、4歳以上児49人

都運営費補助金	一般保育所対策事業
	零歳児保育特別対策事業
	11時間開所保育対策事業

運営費負担金

利用者負担金 (徴収金) 40,450円	国負担分 1/2 65,107円	都負担分	都補助分 2/3 (一部1/2) 77,956円	区市町村補助分 1/3 (一部1/2) 42,315円
		区市町村負担分 1/4 32,554円		
		1/4 32,554円		

<-----保育単価 170,665円-----> <----一人当たり加算経費 120,271円---->

公費負担	250,486円
利用者負担	40,450円

合計	290,936円
----	----------

2 認証保育所モデル

○定員100人（入所率100%）

利用料（徴収金） 上限 80,000円	都補助 1/2 46,215円
	区市補助 1/2 46,215円

公費負担	92,430円
利用者負担	80,450円
合計	172,430円

子どもと家庭のための公費投入状況

1 平成16年度 福祉局予算（一般会計）

（単位：百万円、%）

	金額	割合
高齢者福祉	227,259	44.7
子ども家庭福祉	104,364	20.5
心身障害者（児）福祉	92,683	18.2
生活福祉	29,591	5.8
国民健康保険	28,987	5.7
その他	25,903	5.1
合計	508,787	100.0

2 保育対策のための予算（平成16年度 福祉局）

（単位：百万円）

国基準保育所運営費の都負担金	7,863
国補助金（都支出分）	239
都加算補助（サービス推進費を含む）	24,530
認可保育所整備費の都補助金	2,229
認証保育所への補助金	4,644

保育室、家庭福祉員への補助金	1, 715
合計	41, 220

3 在宅で育てられる児童のための東京都予算（平成16年度 福祉局）

（単位：百万円）

子ども家庭支援センター	481
子育てひろば事業	278
子ども家庭在宅サービス ショートステイ トワイライトステイ 一時保育 訪問型一時保育 産後支援ヘルパー	219
合計	978

4 対象者から見た社会保障給付費（平成13年度 国立社会保障・人口問題研究所）

（単位：兆円、%）

	金額	割合
高齢者関係給付費	56.0	68.7
年金保険	40.6	49.9
老人保健医療分	10.7	13.1
老人福祉等	4.6	5.7
高齢者関係給付費以外の給付費	25.4	31.3
老人保健以外の医療費	15.9	19.6
児童・家族関係	3.0	3.7
その他	6.5	8.0
総額	81.4	100.0

○東京都児童福祉審議会委員名簿（平成16年5月6日現在）（敬称略）

	氏名	現職
委員長	網野 武博	上智大学文学部教授
副委員長	柏女 霊峰	淑徳大学社会学部教授
委員	高橋 利一	社会福祉法人至誠学舎立川常務理事
委員	高原 慶一郎	ユニチャーム株式会社代表取締役会長
委員	松原 康雄	明治学院大学社会学部教授
委員	山田 昌弘	東京学芸大学教育学部教授
委員	松谷 克彦	公立学校共済組合関東中央病院神経精神科医長
委員	米山 明	心身障害児総合医療療育センター小児科医長
委員	玉木 一弘	東京都医師会理事
委員	磯谷 文明	弁護士
委員	鶴岡 健一	東京家庭裁判所首席調査官
委員	浅川 澄一	日本経済新聞社生活情報部編集委員
委員	近藤 恵子	民生委員・児童委員
委員	藤井 一	東京都議会厚生委員会委員長
委員	中山 弘子	新宿区長
委員	馬場 弘融	日野市長
委員	窪田 由美	主婦
委員	大川 奈央子	翻訳業
臨時委員	大日向 雅美	恵泉女学園大学人文学部教授
臨時委員	永瀬 伸子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授

○退任された委員（役職は在職中のもの）

在任期間	氏名	現職
H14. 5. 9～14.10. 9	小野田 隆	新宿区長
H14. 5. 9～14.10.14	曾雌 久義	東京都議会厚生委員会委員長
H14. 5. 9～15. 3.31	吉井 建之	東京家庭裁判所首席調査官
H14. 5. 9～15. 4.29	安田 養次郎	三鷹市長
H14. 5. 9～15. 5.19	野中 博	東京都医師会理事

H14.10.15～15.10.5	森田 安孝	東京都議会厚生委員会委員長
-------------------	-------	---------------

○ 専門部会委員名簿

部会長 網野 武博

委員 高原 慶一郎 柏女 霊峰 松原 康雄
山田 昌弘 浅川 澄一 大日向 雅美
永瀬 伸子

オブザーバー 窪田 由美 大川 奈央子

○ 審議経過

今期委嘱期間：平成14年5月9日～平成16年5月8日

年度	本委員会	専門部会
14	第1回 平成14年5月9日	
		第1回 平成14年6月11日
		第2回 平成14年7月9日
		第3回 平成14年9月2日
		第4回 平成14年10月29日
15		第5回 平成14年12月2日
		第6回 平成15年7月15日
	第2回 平成15年8月1日	第7回 平成15年7月25日
		第8回 平成15年10月10日
16		第9回 平成15年11月20日
		第10回 平成16年4月13日
		第11回 平成16年4月20日
	第3回 平成16年5月6日	